

シーエルリンク製品 一般保証規定

お買い上げいただいたシーエルリンク製品全般の一般製品保証についてご案内いたします。

個別の保証規定がある場合は、当該製品に付属の製品保証書もあわせてご確認ください。

本書は保証書ではありません。

品質保証

シーエルリンク株式会社(以下、「当社」といいます。)では、製品の品質管理に万全を期しておりますが、万が一製造上の欠陥等により不具合が生じた場合には、本規定に従い誠実に対応させていただきます。

シーエルリンク製品をご購入の際は、本書の「シーエルリンク製品 一般保証規定」をお読みいただき、ご購入製品に不具合の疑いがある場合、ご購入先または当社へご連絡ください。

シーエルリンク製品 一般保証規定

1 保証対象と適用範囲について

- (1) お買い上げいただいたシーエルリンク製品に製造上の欠陥による不具合、各種製品の取扱説明書やラベル等の指示に従った正常な使用状態のもとにおいて万一故障した場合には、保証期間中、無償で修理いたします。
- (2) 修理は、当該不具合部分の修理または交換により行います。修理によって取り外した部品、交換した製品は、当社にその所有が帰属し、当社にて適切に処分させていただきます。
- (3) 保証は製品本体のみ適用され、直接的または間接的に起因する車両の不具合や、付随して生じる費用については、保証対象外となります。
- (4) 保証は日本国内で販売し使用されるものみに適用いたします。海外へ持ち出す場合は、期間内または条件内であっても、その時点で保証対象外になります。

“This warranty applies only to products sold and used within Japan. If the product is taken outside of Japan, the warranty becomes void immediately, even if the warranty period has not expired.”

- (5) 本規定に加えて、製品分類または製品ごとに定めた個別の保証規定(以下、個別規定といいます。)が定められている場合は、本規定とともに追加適用されます。ただし、本規定と個別規定の内容が異なる場合は、個別規定が優先して適用されます。
- (6) 保証情報は当社にてデータ管理しております。保証対応の際は、製品ご購入時の注文番号やレシートをご用意ください。製品引渡日(製品到着日、店頭購入日)に基づき対応いたします。
- (7) 前項にかかわらず、製品に保証書が付属している場合は、当該保証規定を本規定に優先して適用します。その場合、保証の可否は保証書発行元の基準に準じます。保証内容の詳細は、製品に付属している保証書をご確認ください。
- (8) 保証対応にあたり、材料や部品調達、生産設備等の事情により、修理を行うことができない場合、製品の返品(返金)での対応となります。
- (9) 当社製品は、保安基準に適合し、装着状態でも継続車検に合格できるように設計・開発されていますが、継続車検の合格を保証するものではありません。

2 保証期間

別途、製品分類または製品ごとに定めた期間・条件を満たすものに対して保証いたします。詳細は「8 保証対象品/適用基準」をご確認ください。

- (1) 保証期間は、製品の使用開始時期にかかわらず、製品の引渡日(製品到着日、店頭購入日)に基づき起算されます。
なお、初期不良交換や修理を行った場合でも、保証期間の起算日は変更(延長)されません。
- (2) 保証期間中であっても、ご購入製品の修理対応が終了している場合、同等品による代替、返金その他合理的な方法で対応いたします。

- (3) 保証対応は、保証期間中に当社へご連絡いただく必要があります。
- (4) 保証期間経過後に発生した不具合の修理は原則として有償となります。

3 保証の対象外となる条件

保証期間中でも、以下の場合は有償対応となります。

- (1) 中古でご購入・譲渡された製品や、オークション、フリマアプリ等を通じた個人間売買(新品・中古問わず)など、正規販売店での購入を証明できるもの(レシートや納品書等)、当社受注システムでの販売履歴の照合が取れない場合。
- (2) 適合外または適合未確認の車種、違法改造車および故障車に装着された場合。
- (3) 製品を改造しての使用、および当社以外で修理または分解された場合。
- (4) 当社製品以外の製品との同時使用に起因する不具合。
- (5) 説明書類やラベル類等の指示、禁止、注意事項に反した使用方法、不適切な保管・取扱方法、ならびに正しい手順に基づかない取付作業やその不備があった場合。
- (6) モータースポーツ等の競技・曲技または相当する特殊な状況で使用されたことがある場合。
- (7) 故障、損傷、不具合の原因が対象の当社製品以外にある場合。
- (8) 輸送・移動・運搬時に落下あるいは衝撃を加える等、出荷後のお取り扱いに起因する故障、損傷、不具合。
- (9) 海水、融雪剤、道路散布剤などの付着による腐食・錆の発生、およびそれを起因とするもの。
- (10) 火災、地震、風水害、落雷、塩害、ガス害、異常電圧、盗難、戦争、テロ、暴動、その他の不可抗力により起因する不具合。
- (11) 酸性雨、塩害、鳥糞、虫害、樹液、花粉、農薬等の化学薬品、道路散布剤、金属粉、煤煙、降灰、紫外線、飛石等の外的要因に起因する不具合。
- (12) 材質の劣化、腐食(錆)、変色、外観上のキズ、変形などの経年変化や使用に伴う損耗・消耗に起因する場合。
- (13) 塗装面、アルマイト面、メッキ面、生地類、ゴム類等における表面の自然退色、劣化。
- (14) 一般的な点検や注意で発見・処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
- (15) ガasket、パッキン、ボルト等の締結部品、その他消耗品・付属品の不具合、損傷、消耗、劣化。

4 保証の対象外となる費用

当社の故意または重大な過失がある場合、その他法令により制限できない場合を除き、以下の費用は保証対象外といたします。

- (1) 交換・着脱工賃(作業費)、運搬輸送費など、対象となる製品本体以外の諸費用。
- (2) 製品の故障や不具合に起因する、製品本体以外(車体、周辺部品含む)の破損、損傷、修理費用(部品、工賃)。
- (3) 製品の故障や不具合に起因する、不便さおよび損失等(交通費、電話代、通信費、レンタカー代、レッカー代、宿泊費、休業補償、商業補償、精神的苦痛等)の費用。
- (4) 製品の使用によって生じた損害(作業事故、交通事故、物損、人身傷害を含む)や車両(部品含む)の損傷。
- (5) 油脂類、ケミカル類、フィルター、バッテリー、ガasket、パッキン、締結部品、再利用不可部品などの交換や補充に要する費用。

5 保証の受け方

万が一製品の不具合が見られた場合は、ご購入先または当社までご連絡ください。

- (1) 初期不良の場合
本規定内の別記「6 初期保証(初期不良)について」をご確認のうえ、ご購入先または当社までご連絡ください。
- (2) ご使用中の製品について
本規定内の別記「3 保証の対象外となる条件」と当該製品に付属する個別規定の内容をご確認のうえ、ご購入先または当社までご連絡ください。

6 初期保証(初期不良)について

製品の引渡時および新品開封時(装着前、塗装前、加工前)における、破損、損傷、当社の仕様範囲を超える外観不良(キズ、腐食、錆、クラック、形状不良、破れ)については初期保証の対象となります。

万が一製品の不良が見られた場合は、製品引渡日（製品到着日、店頭購入日）から7日以内に必ず、ご購入先または当社までご連絡ください。

- (1) 製品到着時の外箱の破損など、輸送中の事故が疑われる場合は、直ちに当社、配送業者へご連絡ください。輸送事故としてスムーズな補償対応が受けられるようサポートいたします。また、箱や緩衝材・養生などに、打痕、凹み、変形など、衝撃や力が加わっていないかご確認ください。
- (2) 塗装品の吊り治具跡、その他製造工程上避けられない接触痕、工具痕、キズ、塗装品質（明らかな塗装剥がれや著しい色ムラを除く）については、初期不良の対象外となります。
- (3) 製品を組み付けたり、塗装や加工など手を加えたもの、使用または走行されたものについては、製品の引渡日から7日以内であっても、初期保証（初期不良）の対象外となります。なお、組付作業の過程でしか発見が困難な初期不良で、画像や図などの資料で証明いただける場合についてはこの限りではありません。万が一、仮合わせや作業の途中で不具合に気付かれた場合は、直ちに作業を中断し、現状の画像を添えて速やかにご購入先または当社まで、ご連絡ください。

7 その他協議事項

- (1) 本規定にて定めがない、あるいは適用の範囲にないその他事項・事象について、疑義・トラブルが生じた場合、お客様、販売店、当社の間にて、信義誠実の原則に従い、協議のうえ解決を図るものとします。

8 保証対象品/適用基準

対象製品分類	保証期間	備考	個別規定
外装用製品	初期保証のみ	ダンパー製品、ダンパー部品はサスペンション扱い	個別規定①
ルーフラック・ラダー製品	製品引渡日から1年間		個別規定②
インテーク製品	初期保証のみ		
エキゾースト（マフラー）製品	製品引渡日から1年間		個別規定③
サスペンション	個別規定④参照	コイルスプリング/ステアリングスタビライザー ショックアブソーバー（ダンパー）	個別規定④
サスペンションその他	製品引渡日から1年間	ブッシュ/延長ブロック/マウント/ブラケット カラー/スチー/ホース類は消耗品扱い	
ホイール	個別規定⑤参照		個別規定⑤
電動ウインチ	個別規定⑥参照		個別規定⑥
レスキュー製品	初期保証のみ		
電装品	製品引渡日から1年間		
内装用製品	初期保証のみ		
消耗品	初期保証のみ		
メンテナンス剤・ケミカル類	初期保証のみ		
グッズ・アパレル	初期保証のみ	ステッカー・エンブレムは外装用製品扱い	

個別規定① 外装用製品の保証について

1 保証期間

初期保証のみ

2 個別保証規定

- (1) 製品の加工後、下地処理後、塗装後など、手を加えられた段階で、製品に初期不良がなかったものとみなし、保証については対象外となります。塗装前に製品の状態確認と車両への仮合わせを行い、調整加工で取付できる形状公差範囲であること、下地処理で整えられる範囲の成形状態であることを予めご確認ください。

3 保証の対象外となる条件

- (1) 製品表面に生じた、下地処理で対処する範疇となる、成型時に出る型合わせの筋や、小さい凹み等。
- (2) 製造上生じる製品本体の反り・たわみ、装着後に生じた経時変化に伴う反りおよび変形。
- (3) 装着後または塗装後に生じたゲルコート表面の白濁、乳白化。
- (4) 取付穴やチリ合わせなど、製品および車両の個体差に応じた調整加工が前提となるもの。
- (5) 未塗装製品(塗装前提品)を塗装しないまま使用された場合。
- (6) メッキ加工、塗装済製品の色味・色ムラ、微小なピンホール・ダスト、製品裏側の状態、装着後のメッキ加工、塗装状態の変化(経年変化も含む)。

その他事項については、当社が定める一般保証規定に準じます。

個別規定② ルーフラック・ラダーの保証について

1 保証期間

製品引渡日から1年間

2 個別保証規定

- (1) 保証期間内にて製造上の欠陥による不具合が発生した場合、製品本体の修理を無償でお受けいたします。
製造上の欠陥による不具合とは、正常な取扱方法、取付方法、使用方法のもとにおいて、経年変化、および走行上の不慮の要因によるものを除き、製品本体に生じた、製品仕様の範囲を超える「塗装剥がれ等の外観上の不具合」を指します。

3 保証の対象外となる条件

- (1) 積載物およびその固定用具(ロープ、ベルト等)との接触や摩擦、あるいは積載物に含まれる水分・化学物質等の付着によって生じた塗装面の損傷や変質。ならびに、これらを原因として発生した錆や二次的な損害。
 - (2) 荷物の積み下ろしや洗車など、人体、物体との接触や摩擦。ならびに、これらを原因として発生したキズや二次的な損傷。
- その他事項については、当社が定める一般保証規定に準じます。

個別規定③ エキゾースト(マフラー)製品の保証について

1 保証期間

製品引渡日から1年間

2 個別保証規定

- (1) 保証期間内にて製造上の欠陥による不具合が発生した場合、製品本体の修理を無償でお受けいたします。
製造上の欠陥による不具合とは、正常な取扱方法、取付方法、使用方法のもとにおいて、経年変化、および走行上の不慮の要因によるものを除き、製品本体に生じた不具合を指します。

3 保証の対象外となる条件

- (1) 音量・音質の変化、美観、腐食・錆・変色、外観上のキズなど、経年変化や使用損耗に起因するもの。
(2) 使用中にぶついたり、衝撃や力を加えるなどにより生じたもの。
その他事項については、当社が定める一般保証規定に準じます。

個別規定④ サスペンション製品の保証について

1 保証期間

コイルスプリング

- ・ コイル色: グレー
折損保証: 製品引渡日から永久(※初回購入者が所有している期間)
折損以外の保証: 製品引渡日から1年間

- ・ コイル色: グレー以外
折損保証: 製品引渡日から5年間

ステアリングスタビライザー

- ・ 製品引渡日から1年間

ショックアブソーバー(ダンパー)

- ・ 製品引渡日から1年間

2 個別保証規定

- (1) 保証期間内にて製造上の欠陥による不具合が発生した場合、製品本体の修理を無償でお受けいたします。
製造上の欠陥による不具合とは、正常な取扱方法、取付方法、使用方法のもとにおいて、経年変化、および走行上の不慮の要因によるものを除き、製品本体に生じた、製品仕様の範囲を超える「折損」「ヘタリ」「オイル漏れ」「異常な摩耗を伴う異音」を指します。

3 保証の対象外となる条件

- (1) 走行中の飛び石や異物の噛みこみによる、ロッドおよびシール部の損傷、それらがもたらすオイル漏れ。
(2) 走行機能に影響がない、一般的に操作フィーリングとされている感覚的現象。
(3) モータースポーツ等の競技・曲技または相当する過酷なオフロード走行をされたことがある場合。

個別規定⑤ ホイール製品の保証について

1 保証期間

アルミホイール

- ・ 一般保証: 製品引渡日から3年間

対象: ホイール本体。ホイールを構成する限定保証対象を除く。

- ・ 限定保証: 製品引渡日から1年間

対象: バルブ、センターカバー、センターキャップ、銘板(レンズ・オーナメントなど)、ホイール本体及び付属品の外装の塗装、メッキ、スパッタリング、メタルコート、ならびに錆・腐食。

スチールホイール

- ・ 製品引渡日から1年間

2 個別保証規定

- (1) 保証期間内にて製造上の欠陥による不具合が発生した場合、製品本体の修理を無償でお受けいたします。

製造上の欠陥による不具合とは、正常な取扱方法、取付方法、使用方法のもとにおいて、経年変化、および走行上の不慮の要因によるものを除き、製品本体に生じた不具合を指します。

3 保証の対象外となる条件

- (1) 使用損耗あるいは経年変化により発生する現象(塗装表面・メッキ表面・スパッタリング表面および樹脂部品などの自然退色等)。スチールホイールは、腐食・錆の発生も保証対象外となります。
 - (2) 走行機能に影響がない、一般的に操作フィーリングとされている感覚的現象。
 - (3) ホイール本体・付属部品などへの加工・改造による不具合。
 - (4) 当社以外の修理業者による修理。
 - (5) 法令で認められていない改造車両への装着による不具合。
 - (6) 通常保守点検あるいは整備の間違いによる不具合。
 - (7) 装着される車両への不適当なホイール(サイズ・荷重等)装着による不具合(フェンダーからはみ出しとホイールハウス内側及びフェンダーとの接触・乗用車ホイールのトラック及びバス車両への装着等)。
 - (8) 日本自動車タイヤ協会規格(JATMA)に定められていない不適合サイズのタイヤ装着による不具合。
 - (9) タイヤ、チューブの不良品の使用、タイヤ脱着時やバランス調整の作業による不具合。
 - (10) 一般公道以外での走行、レース、ラリー、ジムカーナ、ダートトライアル、走行会等の競技での走行による不具合。
- その他事項については、当社が定める一般保証規定に準じます。

個別規定⑥ ウインチ製品の保証について

1 保証期間

機械部品: 製品引渡日から6か月

電気部品: 製品引渡日から3か月

2 個別保証規定

- (1) 保証期間内にて製造上の欠陥による不具合が発生した場合、製品本体の修理を無償でお受けいたします。

製造上の欠陥による不具合とは、正常な取扱方法、取付方法、使用方法のもとにおいて、経年変化、および走行上の不慮の要因によるものを除き、製品本体に生じた、製品仕様の範囲を超える「早期劣化」「破損」を指します。

3 保証の対象外となる条件

- (1) ワイヤー/ファイバーロープなどの消耗品。
 - (2) モーターの焼き付き(高負荷での長時間連続使用等誤った使用)による不具合。
 - (3) 使用上の誤り(乱巻きや説明書類で禁止されている使用方法)による不具合。
- その他事項については、当社が定める一般保証規定に準じます。

一般保証規定・個別規定の改訂について

1 本書の発行年月

2026年4月

2 規定の改訂に関する事項

当社は、相当の事由があると判断した場合において、本保証規定を予告なく改定することがあります。改定後の規定は、当社ウェブサイトに掲示した時点、またはお客様に通知した時点から効力を生じるものとし、以降のサポートおよび保証対応は改定後の規定に準拠します。ただし、改定前にご購入いただいた製品に対する保証内容および期間については、ご購入時点の保証規定が適用されます。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

Mail: info@cl-link.com

HP: <https://www.cl-link.com/>

発売元

シーエルリンク株式会社

〒739-0033 広島県東広島市西条町馬木564-1

